

基準点設置地域における表示登記の受託運用基準

(目的)

- 第1条 松山地方法務局基準点設置地域(以下「基準点設置地域」という)における表示に関する登記の受託処理については、昭和57年3月8日、松山地方法務局長訓令第2号(以下「訓令第2号」という)によるほか、この規定によるものとする。
2. この規定は、基準点設置地域における表示に関する登記の受託処理の円滑化を図り、会員の業務負担の軽減並びに成果の維持管理を目的とする。

(受託団の設置)

- 第2条 愛媛県土地家屋調査士会に、基準点設置地域における表示登記受託団(以下「受託団」という)を置く。
2. 受託団は愛媛県土地家屋調査士会会員をもって構成する。
3. 受託団に団長を置き、会長をもってこれに任じ、副団長は管轄支部の支部長を充てる。
4. 団長は副団長の具申により管轄支部役員の内から担当専務理事を指名する。
5. 団長、副団長及び専務理事の任期は、夫々、本会、管轄支部役員の任期と同一とする。

(受託団の業務)

- 第3条 受託団は次の業務を行なう。
- ① 基準点設置地域における表示に関する登記を受託した会員からの委託による土地所在図(訓令第2号第4条・第5条)の作成。
 - ② 基準点設置地域における土地所在図等成果品の検査・保管
 - ③ 必要ある場合、基準点の維持、保守及び亡失した場合の復元作業
2. 前項の業務は、その都度、受託団長及び専務理事の協議により、団長が指名した団員が行う。
3. 前項の指名は、受託事件数の少ない会員又は新入会員を優先的に行なうものとする。

(報酬の支払)

- 第4条 前条1項第1号の規定による業務を指名により執行した団員は、委託会員を通じ、現委託者より報酬の支払いを受けるものとする。
2. 指名により、第3条第1項のその余の業務を執行した団員には、受託団が報酬を支払うものとする。
3. 報酬については、受託時において、5万円以上を前受けするものとする。

第5条 (費用負担) 削除

(成果品の提出)

第6条 基準点設置地域における表示に関する登記を委託・処理した会員及び団員は、下記成果品を各2部受託団に提出するものとする。

- ① 手簿(野張)の写し
- ② 多角点計算書
- ③ 境界点座標計算書
- ④ 使用機器一覧表
- ⑤ 細部図根点点の記
- ⑥ 境界点点の記
- ⑦ 申請書及び添付書類一式の写し
- ⑧ その他受託団が必要と認める資料

第7条 成果品は、会員の閲覧に供するものとする。

附 則

1. この規定は、昭和57年10月23日から実施する。
2. 第5条第1項、2項及び第6条の規定は、昭和57年6月1日に遡及する。

附 則

1. この規定は、平成4年8月15日から施行する。
(第5条(費用負担)の廃止)